

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について  
藤沢市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）12月22日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条中「及び第14条の7の2」を「、第14条の7の2及び第14条の7の3」に改め、同条第2号エ中「及び法第72条の3の2第1項」を「、法第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第12条第1項中「第11項又は第15項」を「第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第14条の2中「及び第14条の7の2」を「、第14条の7の2及び第14条の7の3」に改め、同条第2号イ中「及び法第72条の3の2第1項」を「、法第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第14条の2の10中「第14条の7第3項」を「第14条の7及び第14条の7の3」に改め、同条第2号イ中「法第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第14条の7の4第1項中「次に掲げる」を「規則で定める」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証」を「規則で定める書類」に改め、同条を第14条の7の6とし、同条の前に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第14条の7の5 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、規則で定める事項を記載した届書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項に規定する事項及び同項に規定する書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、同項の規定による届出を省略させることができる。

第14条の7の3を第14条の7の4とし、第14条の7の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第14条の7の3 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第13条の2の基礎賦課額から次の各号の合算額を減額して得た額（第14条第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）とする。この場合において、減額後の基礎賦課額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第14条の7の5第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率（第14条の7第1項の規定による保険料の減額の対象となる世帯に属する出産被保険者にあつては、当該額から政令第29条の7第5項第3号の規定により算定した額を減じて得た額。）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第14条の2の2又は第14条の2の5」と、「第14条第1項」とあるのは「第14条の2の9」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第14条の3」と、「第14条第1項」とあるのは「第14条の6第1項」と読み替えるものとする。

附則第11項中「第14条の7の3」を「第14条の7の4」に改める。

第17条第1項及び第2項中「算定した第9条の2の額とする」を「行う」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市国民健康保険条例第14条の7の3の規定は、同条第1項に規定する産前産後期間でこの条例の施行の日以後の期間におけるものについて適用し、同日前の期間におけるものについては、なお従前の例による。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、国民健康保険法の一部が改正され、国民健康保険の保険料において、出産する予定の被保険者及び出産した被保険者に係る所得割額及び均等割額を減額することとされたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。